○経済産業省告示第四十八号

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第二十七条第三号ロの経済産業大臣が告示する額を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

なお、平成二十八年経済産業省告示第三十五号（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令第二十六条第三号ロの経済産業大臣が告示する額を定める件）は平成二十九年三月三十一日限りで廃止する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一キロワット時当たり六・四一円

○国土交通省告示第百九十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中国縦貫自動車道	西宮市塩瀬町名塩字蛇豆九五〇番地先から西宮市塩瀬町名塩字蛇豆九五〇番地先まで	平成二十九年三月二十二日〇時

○国土交通省告示第百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

荒道谷

二　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県中津川市落合字横挽一三五六番二地内

三等三角点烏帽子を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十七年国土交通省告示第八百六十二号で指定した区域を除く。）

基準点から二三〇度一四分四八秒	九三五・〇四五メートルの地点	一号
標柱一号から一八一度四七分一二秒	三一一・八七九メートルの地点	二号
標柱二号から一三六度五四分二七秒	一一六・一〇七メートルの地点	三号
標柱三号から一九三度四五分〇五秒	四〇・六八八メートルの地点	四号
標柱四号から二七二度四六分四九秒	七一・二一二メートルの地点	五号
標柱五号から二四二度四六分〇〇秒	二〇九・〇五三メートルの地点	六号
標柱六号から三五九度三五分四三秒	二六一・六二九メートルの地点	七号

○国土交通省告示第百九十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

弥太洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜縣美濃國恵那郡中津町大字中津川字杉ヶ沢地内三等三角点杉沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十一年内務省告示第百十九号で指定した土地、明治四十一年内務省告示第百二十号で指定した土地及び昭和四十一年建設省告示第三千百六十号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二二六度一九分六〇秒	八一六・〇三〇メートルの地点	一号
標柱一号から一七四度四九分四三秒	六七・七九一メートルの地点	二号
標柱二号から二二八度三八分三九秒	一二七・七〇一メートルの地点	三号
標柱三号から一九四度五七分〇六秒	一二三・〇六〇メートルの地点	四号
標柱四号から二三九度一〇分五九秒	一六八・一三九メートルの地点	五号
標柱五号から三一七度〇〇分四二秒	六八・七〇三メートルの地点	六号
標柱六号から四一度〇九分二六秒	一三二・六五二メートルの地点	七号
標柱七号から二八度二二分三九秒	一八〇・一四八メートルの地点	八号
標柱八号から四三度二一分二六秒	一〇九・五一五メートルの地点	九号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称

前沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県中津川市阿木字血洗六八七一番一地内三等三角点血洗を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十一年内務省告示第百十九号で指定した土地及び昭和三十六年建設省告示第二千百三十八号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から五二度一八分三三秒	一五一〇・二二五メートルの地点	一号
標柱一号から二一五度一六分五三秒	一〇五・四九二メートルの地点	二号
標柱二号から二四七度四八分一五秒	一七七・七七五メートルの地点	三号
標柱三号から二三二度二七分一七秒	一四〇・三五〇メートルの地点	四号
標柱四号から一八〇度五三分四二秒	三〇〇・六一二メートルの地点	五号
標柱五号から二〇九度〇六分二三秒	一八九・二一七メートルの地点	六号
標柱六号から二八二度四九分四四秒	一二七・八〇九メートルの地点	七号
標柱七号から二〇六度五〇分五五秒	一一〇・四六四メートルの地点	八号
標柱八号から二六七度〇七分〇一秒	二九・七〇六メートルの地点	九号
標柱九号から三三六度四〇分五二秒	一一一・七九五メートルの地点	十号
標柱十号から二九三度二八分二七秒	七二・〇五四メートルの地点	十一号
標柱十一号から二〇度四一分〇三秒	三三五・一八六メートルの地点	十二号
標柱十二号から五四度三九分二四秒	三九三・五八三メートルの地点	十三号
標柱十三号から六一度〇〇分二一秒	三〇二・五五〇メートルの地点	十四号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

深田洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

岐阜県多治見市平野町四丁目八一番一二九地内四等三角点前山団地を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から一九七度二三分三〇秒	二九二・七五九メートルの地点	一号
標柱一号から七度〇五分〇三秒	三二・五一〇メートルの地点	二号
標柱二号から三七度三〇分二六秒	九五・八八七メートルの地点	三号
標柱三号から一二度四一分五二秒	五九・九一二メートルの地点	四号
標柱四号から七九度一〇分一四秒	二五・三三二メートルの地点	五号
標柱五号から一七四度二八分〇七秒	四九・三七六メートルの地点	六号
標柱六号から一九九度三五分〇七秒	一三三・四五二メートルの地点	七号
標柱七号から二四一度四一分二六秒	四一・五六四メートルの地点	八号

○国土交通省告示第二百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月二十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　弥太洞

岐阜縣美濃國恵那郡中津町大字中津川字杉ヶ沢地内三等三角点杉沢を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第三千百六十一号で指定した土地の区域を除く。）

基準点から二二六度一九分六〇秒	八一六・〇三〇メートルの地点	一号
標柱一号から一七四度四九分四三秒	六七・七九一メートルの地点	二号